

真岡市情報共有システム試行マニュアル

(目的)

このマニュアルは、真岡市が発注する建設工事における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を試行するにあたり、必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

本マニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいいます。

(2) 受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいいます。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とします。

(3) 発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいいます。

(4) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、準用する栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいいます。

具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいいます。

なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した打合せ簿等も、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各工事帳票に記録されている必要があります。

(対象工事)

情報共有システム試行対象工事は真岡市が発注し、受注者が希望する建設工事を対象とします。

(機能要件)

本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」

を満たし、栃木県が求める機能（PDF、SFCが表示可能なこと）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定します。

（対象とする工事帳票）

「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定します。

なお、工事帳票の様式は栃木県様式を準用することを基本（※任意の様式も可能とします。）とします。

（対象とする工事帳票の決裁）

対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行います。

ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとします。

（工事検査）

工事検査においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査します。

（データ移管）

工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行い、発注者へ提出してください。

（利用に係る経費）

土木工事の場合における「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれています。

なお、営繕工事の場合は経費に含まれておりませんので実施を希望する場合は受注者負担となります。

（その他）

本マニュアルに定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めます。

令和5年8月作成（当初）

別表 工事資料提出書類一覧表

工事資料名	添付書類	システム 利用の可否	備考
工事実績登録（コリンズ）		否	内容確認：担当間でのメール 実績確認：発注者が直接確認
建設業 退職金共済証紙購入報告書		否	領収書貼付けのため
施工体系図 施工体制台帳	下請通知書 下請契約書写し	可	
再資源化等報告書	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	可	
建設副産物処理承認申請書	位置図、着手前の写真 産廃処理業者及び収集運搬 業者の許可証と契約書写し	可	
建設副産物処理調書	位置図、写真、集計表	可	
設計図書照査表		可	
工事測量成果表		可	仮BM設置など
工事測量結果		可	
工事履行報告書	工事実施工程表	可	フォローアップ時のみ添付
工事打合せ簿		可	「指示」、「承諾」、「協議」、 「提出」、「提示」、「報告」、「通知」
協議資料		可	「関係機関」、「近隣」
確認・立会願	状況写真	可	
工事写真		否	CD-R等での提出とする。
使用材料報告書		可	
再生骨材品質等確認報告書		可	
施工計画書	再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書	可	
再生材の供給確認書		可	
工事事務報告書		可	
施工管理報告書（出来形管理）		否	試行のため
施工管理報告書（品質管理）		否	試行のため
台帳管理		否	試行のため
創意工夫提案資料	状況写真	可	創意工夫・社会性等に関する実施状 況
産業廃棄物マニフェスト	総括表	否	検査で提示する資料
交通整理員集計表	伝票	否	検査で提示する資料
その他		可	監督員が必要と認める書類

※工事写真は工事完成時にCD-R等の電子媒体で提出することから、「情報共有システム」での利用は不可とする。

※営繕工事で実施する場合、土木工事に準じて受発注者間で協議すること。